

## インボイス制度における簡易課税制度について

21-009号  
通巻:224

令和5年10月よりインボイス制度が本格的に開始されます。この制度により特に大きな影響を受けるのは今まで消費税の納税義務のない事業者の方や、少人数で経営されている事業者の方です。

今回のクラージュニュースでは、そのような小規模事業者の方が適用できる簡便的な消費税の申告方法をお伝えさせていただきます。

## □インボイス制度について

以前のクラージュニュースでも記載させていただきましたが、簡単にインボイス制度の説明をさせていただきます。消費税の納税額の計算は下記の計算式により算出されます。

$$\text{売上に係る消費税額} - \text{仕入に係る消費税額} = \text{納付税額}$$

インボイス制度は上記算式の**仕入に係る消費税額に関する制度変更**となります。

簡単に言うと、免税事業者(2年前の売上高が1,000万円以下の方)からの仕入は上記算式の「仕入れに係る消費税額」に入れることが出来ない、というものです。

つまり何も対応していないと**納付税額が現状より増加する可能性がある改正**となります。

## □インボイス導入による変更点

インボイス導入により保存すべき書類が変わります。

インボイス導入前と導入後の保存要件は下記の表の通りです。

	インボイス導入前 (令和5年9月末日まで)	インボイス導入後 (令和5年10月1日以降)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	一定の事項が記載された帳簿の保存
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(いわゆるインボイス)等の保存

(国税庁 適格請求書等保存方式の概要 参照)

つまり、現状より下記の点で業務負担が増加します。

- ①インボイス発行事業者でない取引先(免税事業者や課税事業者であっても登録をしていない取引先)の把握
- ②インボイスの保管と管理

## □対応方法

中小企業者の中には従業員数が少なく煩雑な業務増加には対応しづらい、もしくは事務所等のスペースの問題でインボイスを保管することが現実的ではない、など数々の問題が生じることが考えられます。そのような場合で対応できるものが簡易課税制度です。

## □簡易課税制度

消費税の計算方法は「本則課税制度」と「簡易課税制度」の2つがございます。

本則課税制度は上記で記載した「売上税額－仕入税額＝納付税額」というもので、それに対して簡易課税制度は「**売上税額×みなし仕入率＝納付税額**」と簡便な税金計算となります。

## □インボイスにおける簡易課税制度のメリット・デメリット

メリット …… インボイスなどの**請求書保存が仕入税額控除の要件から外される**

デメリット …… ①固定資産等の大きな買い物をした時に、**仕入税額控除に入れることが出来ない**  
②2年間は簡易課税制度が**強制適用**される

## □みなし仕入率

上記算式のみなし仕入率は下記の通りとなります。

事業の種類	具体例	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係るものを除く）	80%
第3種事業	製造業等、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係るものを除く）	70%
第4種事業	その他の事業（具体的には飲食店業）	60%
第5種事業	サービス業等、金融・保険業	50%
第6種事業	不動産業	40%

## □具体例

年間売上が33,000,000円（内消費税額3,000,000円）の野菜の小売業をされている方の場合  
3,000,000円（売上税額）×20%（100%－みなし仕入率80%）＝600,000円（納付税額）

## □簡易課税制度の適用要件

事務負担の面で非常にメリットのある簡易課税制度ですが、下記の要件を満たす必要があります。

- ①消費税の課税事業者であること
- ②基準期間（2事業年度前の売上高）が50,000,000円以下であること
- ③簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の直前の課税期間中に一定の書類を税務署長に提出していること

～コメント～

簡易課税制度は以前からあった制度なのですが、インボイス制度の導入とともに、従前以上に重要な制度になっております。ただ、簡易課税制度を選択するにはいくつかの要件を満たす必要があります。検討される方は是非一度ご相談下さい。

クラージュ総合会計事務所 吉川 未来